

9センチメートル

6センチメートル

(表)

<p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p> <p>官職氏名</p> <p>外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第十四条第二項の規定による検査員の証</p> <p>年 月 日限有効</p> <p>運輸大臣 印</p>	<p>外航船舶建造融資利子補給臨時措置法抜すい (監査の実施)</p> <p>第十四条 運輸大臣は、第十条第一項の規定による監査を行うため必要があると認めるときは、当該会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、当該会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p>
--	---

12センチメートル

(裏)

<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十七条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科する。</p>
--	---